各薬局開設者 様

島根県健康福祉部薬事衛生課長 (薬事・営業指導グループ)

登録販売者制度に関する厚生労働省令の一部改正について(通知)

このことについて、業務経験期間が短い登録販売者が着用する名札に必要な表記を行うことを含む、厚生労働省令の一部改正 (注1) が本年 4 月 1 日に施行され、合わせてその運用通知等 (注2) が示されました。

本県においても、本年度の登録販売者試験合格者が登録販売者として従事され始めたことから、改めてその概要について通知します。

各薬局開設者におかれては、各薬局において下記のとおり適切に対応されるようお願い します。

- (注1)「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第92号)
- (注2)「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知) 「登録販売者制度に関するQ&Aについて」(平成27年3月13日付け厚生労働省医薬食品局総務課事務連絡)

記

- 1. 平成 26 年厚生労働省令第 92 号による改正
  - (ア)従事者の区別

実務又は業務の経験期間が短い登録販売者(以下、「研修中登録販売者」という。) については、その旨が容易に判別できるよう、別紙1のとおり「登録販売者(研修中)」等の名札を着用させなければならないこととされました。

また、研修中登録販売者は、薬剤師又は登録販売者(研修中登録販売者を除く。)の管理及び指導の下で実務に従事させなければならないこととされました。

(イ)薬局における掲示及び特定販売における広告

登録販売者について、研修中登録販売者であるか否かの別を掲示し、又は広告しなければならないこととされました。

## (ウ)業務経験の記録

別紙1、2及び3に示す実務又は業務の経験の証明を行うために必要な記録を保存しなければならないこととされました。

- 2. 平成 26 年 8 月 19 日付け薬食発 0819 第 1 号厚生労働省医薬食品局長通知及び平成 27 年 3 月 13 日付け厚生労働省医薬食品局総務課事務連絡による改正
  - (ア)一般従事者としての実務経験期間の計算方法

月単位で計算することとし、1か月に80時間以上、同一業者の同一薬局又は同一店舗において実務に従事した場合に、実務に従事したものと認められることとされました。

(イ)研修中登録販売者としての業務経験期間の計算方法

月単位で計算することとし、1か月に80時間以上、同一業者の同一薬局又は同一店舗において業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められることとされました。

(ウ)登録販売者(研修中登録販売者を除く。)としての業務経験期間の計算方法

月単位で計算することとし、1か月に80時間以上、同一業者の薬局又は店舗に おいて業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められることとされました。 ただし、研修中登録販売者と異なり、同一業者の複数の薬局又は店舗において業 務に従事した場合も、業務に従事したものと認められることとされています。

担当 河原、遠藤

電話:0852-22-5259

Fax: 0852-22-6041

## 登録販売者に着用させる名札の取扱い

1. 平成28年7月31日までの間

過去 5 年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者と して薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び 登録販売者として業務に従事した期間を通算した期間 2年未満 2年以上 格名 平成 26 年度 登録販売者 し札 以前 た登録販売者試験の実施年度にを着用させようとする登録販 登録販売者 (研修中) 登録販売者 平成27年8月1日において過去5年間のうち薬局、店 舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤 平成27年度 師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した 期間が通算して1年以上である者 登録販売者 (売者が 平成 28 年度 登録販売者 (研修中) 登録販売者 以降

2. 平成28年8月1日から平成32年3月31日までの間

過去 5 年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者と して薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び 登録販売者として業務に従事した期間を通算した期間 2年未満 2年以上 試合と名験格す札 平成 26 年度 登録販売者 のしるを 以前 実た登着 施登録用 年録販売せ 登録販売者 (研修中) 平成 27 年度 登録販売者 売者よ 以降 者がう

3. 平成 32 年 4 月 1 日以降

3. 平成 32 年 4 月 1 日以降 過去 5 年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者と して薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び 登録販売者として業務に従事した期間を通算した期間 2 年未満 2 年以上 すべての登録販売者 登録販売者 登録販売者

注) 表中の図は、名札を模式的に示したものです。平成 26 年 8 月 19 日付け薬食発 0819 第 1 号厚生 労働省医薬食品局長通知では、「登録販売者」を「医薬品登録販売者」と記載しても差し支えない とされ、研修中である旨をシール等で表記する方法も示されています。